

国立大学法人奈良教育大学教職員退職手当規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成18年3月24日規則第35号
改正 平成22年6月25日規則第44号
改正 平成25年2月27日規則第5号
改正 平成26年1月28日規則第2号
改正 平成27年3月27日規則第24号
改正 平成29年3月24日規則第9号
改正 平成30年1月26日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）附則第4条及び国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則（平成16年奈良教育大学規則第43号。以下「教職員就業規則」という。）第57条の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）の教職員（教職員就業規則第3条第3項及び第4項の規定に該当する者を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則による退職手当は、教職員（国立大学法人奈良教育大学年俸制教員給与規則（平成29年奈良教育大学規則第12号。以下「年俸制教員給与規則」という。）の適用を受ける教員（以下「年俸制教員」という。）を除く。）が退職し又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、教職員が次の各号の一に該当する場合には退職手当は支給しない。

- 一 勤続6月未満で退職し又は解雇された場合（教職員就業規則第19条第三号及び第24条第二号に規定する場合を除く。）
- 二 教職員就業規則第44条第1項第一号の規定により懲戒解雇された場合
- 三 教職員就業規則第22条により再雇用された教職員が退職する場合

2 教職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員（教職員就業規則第22条の規定により再雇用された教職員を除く。）となったときは、その退職については、退職手当は支給しない。

3 退職し又は解雇された教職員に対し、退職手当がまだ支払われていない場合において、当該教職員の在職中の職務に関し、懲戒による解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、退職手当を支給しないことができる。

(一般の退職手当)

第2条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第8条の3までの規定により

計算した退職手当の基本額に、第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額、俸給の調整額及び教職調整額の月額(以下「退職日俸給月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気(以下「傷病」という。)又は死亡によらず、かつ、第13条の2第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(傷病によらず、教職員就業規則第23条第1項第一号から第三号までの規定による解雇された者を含む。以下「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- 二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- 三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 教職員就業規則第19条第二号の規定により退職した者
- 二 その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で別に定めるもの
- 三 第13条の2第5項に規定する認定(同条第1項第一号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 25年以上勤続し、教職員就業規則第19条第二号の規定により退職した者
 - 二 教職員就業規則第23条第1項第四号の規定により解雇された者
 - 三 第13条の2第5項に規定する認定(同条第1項第二号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者
 - 四 業務上の傷病又は死亡により退職した者
 - 五 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で別に定めるもの
 - 六 25年以上勤続し、第13条の2第5項に規定する認定(同条第1項第一号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定(国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則(以下「教職員給与規則」という。)の改定により当該改訂前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前俸給月額」という。)が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間とは、その者に係る退職（第2条第2項、第10条第4項、第11条又は第12条第1項の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規則の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第10条第1項に規定する国家公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第2条第1項に掲げる者を除く。）をいう。

一 教職員として引き続きいた在職期間

二 第10条第1項に規定する再び教職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続きいた在職期間

三 第10条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続きいた在職期間

四 第12条第2項に規定する役員としての引き続きいた在職期間

五 前各号に掲げる期間に準ずるものとして別に定める在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第6条 第4条第1項第三号及び第5条第1項（第一号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第一号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者

		に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第二号	退職日俸給月額に	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第二号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当支給率の調整)

第7条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から前条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の5第1項中「及び前条」とあるのは、「、第7条及び前条」とする。

2 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で、第5条の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

第7条の2 当分の間、36年以上の期間勤続して退職した者で、第3条第1項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前条第1項に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、42年を超える期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その

者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として前条第1項の規定の例により計算して得られる額とする。

(退職手当の基本の最高限度額)

第8条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日俸給月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第8条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする

- 一 47.709以上 特定減額前俸給月額に47.709を乗じて得た額
- 二 47.709未満 特定減額前俸給月額に第5条の2第1項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第8条の3 第6条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条	第3条から第5条まで	第6条の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の
第8条の2	第5条の2第1項の	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第二号ロ	第6条の規定により読み替えて適用する同項第二号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の

第 8 条の 2 第一号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額の退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて 100 分の 3 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第 8 条の 2 第二号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額の退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて 100 分の 3 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
	第 5 条の 2 第 1 項 第二号ロ	第 6 条の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項 第二号ロ
	及び退職日俸給月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて 100 分の 3 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第 6 条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第 8 条の 4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（教職員就業規則第 16 条第 1 項第一号から第四号及び第六号の規定による休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除

く。) 、教職員就業規則第44条第1項第三号の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち別に定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

一	第1号区分	95,400円
二	第2号区分	78,750円
三	第3号区分	70,400円
四	第4号区分	65,000円
五	第5号区分	59,550円
六	第6号区分	54,150円
七	第7号区分	43,350円
八	第8号区分	32,500円
九	第9号区分	27,100円
十	第10号区分	21,700円
十一	第11号区分	0円

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第二号から第五号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該期間において教職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる教職員区分は、職種の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して別に定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者のうち自己都合等退職以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

二 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

三 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

四 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第8条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の2、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、

その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- | | |
|------------------|----------|
| 一 勤続期間1年未満の者 | 100分の270 |
| 二 勤続期間1年以上2年未満の者 | 100分の360 |
| 三 勤続期間2年以上3年未満の者 | 100分の450 |
| 四 勤続期間3年以上の者 | 100分の540 |

2 前項の「基本給月額」とは、教職員給与規則に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(勤続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職し又は解雇された日の属する月までの月数による。

3 前2項の規定による在職期間の算定については、次に掲げる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。)が1以上あつたときは、当該各号に掲げる相当する期間を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。

一 教職員就業規則第16条第1項第一号から第四号及び第六号の規定による休職(業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。)の期間については、その月数の期間の2分の1に相当する期間(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この条において同じ。)

二 教職員就業規則第44条第1項第三号の規定による停職の期間については、その月数の期間の2分の1に相当する期間

三 教職員就業規則第39条第1項により育児休業をした期間については、その月数の期間の2分の1に相当する期間(ただし、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の期間の3分の1に相当する期間)及び国立大学法人奈良教育大学教職員育児・介護休業等に関する規則(平成16年奈良教育大学規則第51号)第23条の規定により育児短時間勤務をした期間にあってはその月数の3分の1に相当する期間

四 教職員就業規則第40条第1項により介護休業をした期間については、その月数の期間の2分の1に相当する期間

五 教職員就業規則第16条第1項第五号の規定による休職の期間については、その全期間

4 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人国立少年自然の家及び独立行政法人国立青年の家(以下「他の国立大学法人等」という。)から引き続いて教職員となるため退職をし、かつ、退職手当の支給を受けなかった場合は、他の国立大学法人

等の職員の在職期間を含むものとする。この場合において、その者の他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間の計算については、前3項の規定を準用する。

5 前4項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

6 前項の規定は、前条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。

（国家公務員等として在職した後引き続いて教職員となった者に対する退職手当に係る特例）

第10条 教職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて次の各号のいずれか（以下「国等の期間」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後、引き続いて再び教職員となった者の在職期間の計算については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。

一 国、特定独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）

二 地方公共団体（退職手当に関する条例において、教職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、教職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）

三 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方特定独立行政法人のうち、退職手当に関する規定において、教職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該地方独立行政法人に使用される者となった場合に、教職員としての勤続期間を当該地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）

四 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（次条に定める法人を除く。）

2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて教職員となるため退職し、かつ、引き続いて教職員となった場合におけるその者の教職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。

4 教職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する教職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規定による退職手当は支給しない。

5 教職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、第9条第3項の規定に

かかわらず教職員の引き続いた在職期間に全期間算入するものとする。

- 6 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて教職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、教職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(年俸制教員に対する退職手当に係る特例)

第10条の2 第2条の規定にかかわらず、教職員が年俸制教員給与規則第2条第二号の規定により引き続いて年俸制教員となった後退職し又は解雇された場合は、その者が年俸制教員となった日の前日とその者の事情により退職した日とみなして、その者が同日に受けていた俸給月額を基礎として現に退職し又は解雇された日における本規則の規定により得られる額を退職手当として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する年俸制教員が第13条の2第5項に規定する認定を受けて退職した場合又は業務上の傷病又は死亡により退職した場合の退職手当の額は、当該年俸制教員が退職の日において年俸制教員給与規則の適用を受けずに退職したのものとして、本規則の規定により得られる額を退職手当として支給する。

- 3 前項の規定により退職手当を計算する場合の退職の日の俸給月額および在職期間は以下の各号の規定によるものとする。

- 一 当該退職の日の俸給月額は、年俸制教員であった期間中の全昇給日について、勤務成績が良好である場合の昇給区分の号俸を適用して得られた号俸の額とする。
- 二 年俸制教員であった期間は当該退職手当相当額の算定の基礎となる在職期間から除算する。ただし、第6条に規定する定年前早期退職者に対する退職手当の基本額にかかる特例に定める勤続期間を算定するにあたっては除算しないものとする。

(他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算)

第11条 教職員が引き続いて他の国立大学法人等の職員となり、その者の教職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることとされているときは、この規則による退職手当は支給しない。

(役員との在職期間の通算)

第12条 教職員が、役員(常時勤務することを要しない者を除く。以下「役員」という。)となるため退職し、かつ、引き続いて役員となったときは、この規則による退職手当は支給しない。

- 2 教職員としての引き続いた在職期間には、役員が引き続いて教職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、役員の退職手当の支給を受けている場合を除く。

- 3 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、第9条の規定を準用する。

(役員との在職期間を有する教職員の退職手当の額に係る特例)

第13条 引き続いた役員の期間を有する教職員の退職手当の額は、第3条から第6条の規定に関わらず、当該教職員に係る役員の在職期間について、当該役員の業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

(定年前に退職する意思を有する教職員の募集等)

第13条の2 学長は、定年前に退職する意思を有する教職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

一 教職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第6条の規定による年齢以上の年齢である教職員を対象として行う募集

二 組織の改廃又は事業場の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は事業場に属する教職員を対象として行う募集

2 学長は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であって別に定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき教職員に周知しなければならない。

3 次に掲げる者以外の教職員は、別に定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第8項第三号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

一 任期を定めて採用される教職員

二 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

三 教職員就業規則第43条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは教職員の自発的な意思に委ねられるものであって、学長は教職員に対しこれらを強制してはならない。

5 学長は、応募をした教職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている教職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、学長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定しないことができる。

一 応募が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合

二 応募者が応募をした後教職員就業規則第43条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除

く。)又はこれに準ずる処分を受けた場合

三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなるものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが本学の業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

四 応募者を引き続き職務に従事させることが本学の業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 学長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、別に定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

7 学長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、別に定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

一 第2条第2項、第10条第4項、第11条及び第12条第1項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき

二 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前二号に掲げるときを除く。）

三 教職員就業規則第43条の規定による懲戒処分（懲戒解雇の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき

四 第3項の規定により応募を取り下げたとき

（遺族の範囲及び順位）

第14条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、教職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 前項に掲げる者に退職手当を支給する場合の順位にあつては、前項各号の号数の順とし、第二号及び第四号に掲げる者に支給する場合にあつては、同号に掲げる順によるものとする。この場合において、父母については、養父母が実父母に先位し、祖父母につ

いては、養父母の父母が実父母の父母に先位し、父母の養父母が父母の実父母に先位するものとする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第15条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 教職員を故意に死亡させた者

二 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職又は解雇された場合の退職手当の取扱い)

第16条 教職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び第15条において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職し又は解雇されたときは、退職手当は、支給しない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支払)

第17条 この規則による退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規則によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。

2 この規則による退職手当は、教職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 支給を受けるべき者が、退職手当の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うものとする。

(退職手当の支給の一時差止め)

第18条 学長は、退職し又は解雇された職員に対し退職手当がまだ支払われていない場合において、次の各号いずれかに該当する場合には、退職手当の支給を一時差止めることができる。

一 退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が刑事事件に関し起訴をされた場合において、その判決の確定していない場合

二 退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した

事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合

- 2 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第二号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(退職手当の返納)

- 第19条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき、若しくは在職中の職務に関し懲戒による解雇をうける事由に相当する事実が明らかになったときは、学長は、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。
- 2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手続その他返納に関し必要な事項は、別に定める。

(実施規定)

- 第20条 この規則の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定めるもののほか、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）及び関係法令等に準じて取り扱うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から平成16年9月30日までの間に第7条及び第8条の適用を受ける者については、第7条中の「100分の104を乗じて得た額」を「100分の107を乗じて得た額」及び第8条中「59.28を乗じて得た額」を「60.99を乗じて得た額」と読み替えて適用する。
- 3 国立大学法人法附則第4条の適用を受けた者が、引き続き教職員として在職した後、国、地方公務員等又は公庫等の職員となるため退職する場合に当該職員としての在職期

間に通算されることが定められているときは、第2条第1項の規定にかかわらず退職手当は支給しない。

- 4 国立大学法人法附則第6条第1項の規定により退職手当が支給されなかった者が、引き続き教職員として在職し退職する場合には、平成16年3月31日以前の国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員（同条第2項に規定する職員を含む。）として在職した期間を教職員の在職期間とみなす。
- 5 施行日の前日以前における第9条第3項に掲げる期間に相当する期間がある場合には同項各号に掲げる期間とみなし、同項を適用し当該在職期間から除算するものとする。
- 6 国立大学法人の成立前の奈良教育大学の教職員が任命権者の要請に応じ、引き続き地方公共団体又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続き教職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する教職員としての引き続きた在職期間の計算については、第10条第1項を準用する。

附 則（平成18年規則第35号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の変額改定（平成18年3月31日以前に行われた俸給月額の変額改定で学長が定めるものを除く。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする教職員給与規則の適用を受けたことがあるときは、この規則の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。
ただし、第8条の5第2項に規定する基本給月額に含まれる俸給については、この限りでない。
（経過措置）
- 3 教職員が新制度適用教職員（教職員であってその者が施行日以後に退職することにより、改正後の規則（以下「新規則」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、改正前の規則（以下「旧規則」という。）の規定により計算した退職手当の額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は業務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧規則第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧規則第7条の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で業務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては104分の87）を乗じて得た額が、新規則の規定により計算した退職手当の額（以下「新規則退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 4 教職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用教職員として退職した場合において、その者についての新規則退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた俸給月額を退職の日の俸給月額とみなして計算した旧規則退職手当額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規則退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- 一 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）
 - イ 第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
 - ロ 新規則退職手当額から旧規則退職手当額を控除した額
- 二 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）
 - イ 第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額
 - ロ 新規則退職手当額から旧規則退職手当額を控除した額
- 三 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）
 - イ 第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
 - ロ 新規則退職手当額から旧規則退職手当額を控除した額
- 5 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（施行日以後の期間に限る。））」とする。
- 6 新制度適用教職員として退職した者で、その者の基礎在職期間のうち施行日以後の期間に、新制度適用教職員以外の教職員としての在職期間が含まれるものに対する第5条の2の規定の適用については、その者が当該新制度適用教職員以外の教職員として受けた俸給月額、同条第1項に規定する俸給月額には該当しないものとみなす。
- 7 第8条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

- 8 この附則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な経過措置は、別に定める。
 - 附 則（平成22年規則第44号）
 - この規則は、平成22年6月25日から施行する。
 - 附 則（平成25年規則第5号）
 - 1 この規則は、平成25年2月27日から施行する。
 - 2 改正後の第7条の規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは、平成25年2月27日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。
 - 3 改正後の第8条の規定の適用については、同条中「49.59」とあるのは、平成25年2月27日から同年9月30日までの間においては「55.86」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「52.44」とする。
 - 4 改正後の第8条の2の規定の適用については、同条中「49.59」とあるのは、平

成 25 年 2 月 27 日から同年 9 月 30 日までの間においては「55.86」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「52.44」とする。

- 5 改正後の国立大学法人奈良教育大学教職員退職手当規則の一部を改正する規則（平成 18 年規則第 35 号）附則第 3 項の規定の適用については、同項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 2 月 27 日から同年 9 月 30 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 92」と、「104 分の 87」とあるのは、平成 25 年 2 月 27 日から同年 9 月 30 日までの間においては「104 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「104 分の 92」とする。

附 則（平成 26 年規則第 2 号）

この規則は、平成 26 年 1 月 28 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 24 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 9 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規則第 1 号）

この規則は、平成 30 年 1 月 26 日から施行する。